

第2 租税特別措置法通達(法人税編)関係

1 第61条の4《交際費等の損金不算入》関係

【改正】(売上割戻し等と交際費等との区分)

61の4(1)-3 法人がその得意先である事業者に対し、売上高若しくは売掛金の回収高に比例して、又は売上高の一定額ごとに金銭で支出する売上割戻しの費用及びこれらの基準のほかに得意先の営業地域の特殊事情、協力度合い等を勘案して金銭で支出する費用は、交際費等に該当しないものとする。

① 「得意先である事業者に対し金銭を支出する」とは、得意先である企業自体に対して金銭を支出することをいうのであるから、その金額は当該事業者の収益に計上されるものである。

2 得意先である事業者において棚卸資産若しくは固定資産として販売し若しくは使用することが明らかな物品(以下「事業用資産」という。)又はその購入単価が少額(おおむね3,000円以下)である物品(以下61の4(1)-5までにおいて「少額物品」という。)を交付する場合(その交付の基準が上記の売上割戻し等の算定基準と同一である場合に限る。)におけるこれらの物品を交付するために要する費用についても同様とする。

【解説】

1 本通達では、法人がその得意先である事業者に対し、売上割戻しの基準又はそれに準ずるものとして金銭で支出する費用について、交際費等に該当しないことを明らかにしている。

また、措置法通達61の4(1)-4《売上割戻しと同一の基準により物品を交付し又は旅行、観劇等に招待する費用》では、法人がその得意先に対して物品を交付した場合には、その物品の交付の基準が売上割戻し等の算定基準と同一であっても、その交付のために要する費用は交際費等に該当するものとしている。ただし、その物品が事業用資産又は少額物品に該当する場合で、その交付の基準が売上割戻し等の算定基準と同一であるときは、交際費等に該当しないものとしてすることができることとしている。

すなわち、法人が得意先である事業者に対して、売上割戻し等と同様の算定基準によって金銭の支出又は物品(事業用資産又は少額物品)の提供をした場合には、それが金銭による支出であっても、物品の提供であっても交際費等に該当しないものとしてすることができることとしている。

2 収益認識基準の導入を契機とした平成30年度税制改正に伴う見直しにおいて法人税基本通達2-1-1の11《変動対価》を新たに定め、資産の販売等に係る契約上の対価の額について、値引き等の事実により変動する可能性がある部分の金額がある場合(当該値引き等の事実が損金不算入費用等に該当しないものである場合に限る。)において、その可能性の見積りが客観的かつ合理的であるときは、引渡し等事業年度の引渡し時の価額等の算定に反映することとした。ここでいう「損金不算入費用等」には交際費等の支出が含まれるため、交際費等目的の支出見込みについては、税務上引渡し時の価額等の算定に反映されないことになる。

ただし、売上割戻し等と同様の算定基準によって金銭の支出又は物品（事業用資産又は少額物品）の提供をした場合には、それが金銭による支出であっても、物品の提供であっても交際費等に該当しないことを本通達及び措置法通達 61 の 4 (1)－4 において明らかにしている。なお、こうした金銭の支出又は物品の提供の見込みの中には、税務上引渡し時の価額等の算定に反映することができるものもあるものと考えられる。

- 3 ところで、収益認識基準は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理に適用されることとされており（収益認識基準 3）、通常は、得意先の役員や従業員に対して行う金銭の支出又は物品の提供については顧客との取引ではないため、こうした金銭の支出又は物品の提供の見込みについて、取引価格から減額する会計処理は適用されないものと考えられる。このように、収益認識基準を適用するに当たって顧客との取引であるか否かについては重要な判断要素であることから、収益認識基準の導入を契機として変動対価の取扱いに関連のある本通達及び措置法通達 61 の 4 (1)－4 について、取引の相手先に着目した整備を行うこととした。
- 4 具体的には、本通達の(注) 2 を新たに追加し、得意先である事業者に対して事業用資産又は少額物品を交付する場合（その交付の基準が上記の売上割戻し等の算定基準と同一である場合に限る。）におけるこれらの物品を交付するために要する費用については、平成 30 年改正通達による改正前の措置法通達 61 の 4 (1)－4 のただし書において交際費等に該当しないことができることとしていたが、本通達に移管した上で、本文と同様に交際費等には該当しないことを明らかにした。すなわち、得意先である事業者の取扱いを本通達に移管することとしたものであり、本通達の趣旨が変わるものではない。
- 5 連結納税制度においても、同様の通達改正（連措通 68 の 66(1)－3）を行っている。